

**技術者及び労働者確保に要する間接費
の設計変更運用マニュアル（案）**

令和7年7月

石川県

1. はじめに

令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨に伴う災害関連等工事の本格化に伴い、それらの復旧工事の影響で労務市場がひっ迫し、地域外からの技術者および労働者確保が必要になることが想定されることから、契約締結後に技術者および労働者確保に要する間接費に関し、受注者の支出実績を踏まえて実績変更することについて、必要な事項を定める。

2. 対象工事

土木工事標準積算基準書、積算基準書（港湾・漁港編）、水道事業実務必携に記載されている工種区分にて積算を行っている工事を対象とする。

なお、一部費目（設置費、撤去費、維持・補修費、租税公課）および技術者にかかる費用については、奥能登・中能登地区における災害復旧工事等のみ計上対象とする。

3. 設計変更の対象費

「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費、租税公課」の下記に示す労働者確保に要する費用（以下「実績変更対象費」という）について、設計変更の対象とする。

営繕費：借上費、宿泊費、労働者送迎費、維持・補修費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

租税公課：租税公課

Ⓐ：労働者にかかる費用の計上対象 Ⓑ：技術者にかかる費用の計上対象

費目		率分のうち労働者確保に要する主な項目	
共通仮設費	営繕費	借上費※注) Ⓐ Ⓑ	・ 建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
		宿泊費 Ⓐ Ⓑ	・ 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
		労働者送迎費 Ⓐ	・ 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
		維持・補修費 Ⓐ Ⓑ	・ 労働者宿舍の維持・補修に要する費用
現場管理費	労務管理費	募集及び解散費に要する費用 Ⓐ	・ 労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
		賃金以外の食事 Ⓐ 通勤等に要する費用 Ⓐ Ⓑ	・ 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・ 支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当
	租税公課	租税公課 Ⓐ Ⓑ	・ 労働者宿舍の維持・管理に要する費用

※注) 「共通仮設費(率分)のうち営繕費の借上費」は、現場事務所、試験室、倉庫等の営繕に要する費用が含まれている。
「借上費」について、現場事務所等に要する費用は本運用による設計変更の対象とはならないため、留意すること。

被災地の労働者宿舎の確保については、地域の状況や現場環境等から総合的に判断するものとする。

労働者宿舎を設置せざるを得ない場合であっても、下記工種では共通仮設費の率計上分に設置・撤去に要する費用が含まれていることから、共通仮設費の積み上げ分として労働者宿舎の設置・撤去に要する費用を計上出来ない。

設置費、撤去費の費用計上が出来ない工種

トンネル工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事

4. 契約後の流れ

1) 実績変更対象費の割合の提示

発注者は特記仕様書[共通編]に「○」を付け対象工事であることを明示し、当該制度の手続き等を受注者が確認できるようにする。

なお、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合は「別紙2」のとおりとし、宿舎の維持・補修費を計上する場合は、「別紙2」における「被災3県のみ」の割合を準用すること。

2) 実施計画書(様式1)の提出

受注者は、間接費の設計変更を希望する場合、工事着手までに概算の実績予定費を含め様式1より監督員と協議する。

なお、既契約の工事に追加する場合は、速やかに実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。)

<留意事項>

「借上費」のうち現場事務所等に要する費用は本運用による設計変更の対象とはならないため、「労働者宿舎の借り上げに要する費用(=実績変更対象)」に計上しないこと。

3) 協議結果通知

発注者は様式2により協議の結果と、増加費用の概算を受注者に通知する。

4) 実績報告書(様式3)および証明書の提出

最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変

更する場合は、実績報告書（様式 3）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書（様式 4～10）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れなど、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

<留意事項>

「借上費」のうち現場事務所等に要する費用は本運用による設計変更の対象とはならないため、「労働者宿舍の借り上げに要する費用（＝実績変更対象）」に計上しないこと。

5) 精算変更

- ①当初設計及び設計変更時（中間）の積算は積算基準及び標準歩掛による。
- ②最終（精算）変更における間接費の設計変更の積算は、次式により算出した「実績変更対象費（積上）」額を、共通仮設費、現場管理費に積上げ計上し、実績変更するものとする。
なお、「支出実績額」が「実績変更対象費（率計上）」を超過しなかった場合は実績変更を行わない。
- ③ ②の「実績変更対象費（積上）」額の算出については、任意様式により作成し、設計書に添付するものとする。

実績変更対象費（積上）＝ 支出実績額 － 実績変更対象費（率計上）

※支出実績額

実績報告書（様式 3）の額（税抜き）。

ただし、証明書類において確認された費用。

※実績変更対象費（率計上）（小数点以下切捨て）

「国土交通省土木工事標準積算基準書等により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費」×実績変更対象費の割合（別紙 2 参照）